

具体的な指針の構成と今後のスケジュール

1 具体的な指針の構成について

少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針（以下「具体的な指針」という。）については、以下の構成としてはどうか。

(1) 具体的な指針

－開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合を列挙する。

(2) 具体的な指針の検討過程

－政治資金適正化委員会における検討の結果、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合とはいえないと判断したものについて、その考え方を明らかにする。

2 今後のスケジュール（予定）

平成 21 年 12 月 1 日 第 5 回委員会

○「具体的な指針」骨子案を委員限り資料として提出

平成 22 年 2 月 第 6 回委員会

○「具体的な指針」骨子案を公表

平成 22 年 3 月 第 7 回委員会

- 「具体的な指針」骨子案に対する政党・マスコミからの意見の報告（P）
- 「具体的な指針」骨子案に対するマスコミ関係者からの意見を委員限り資料として提出（P）
- 「具体的な指針（案）」を公表

平成 22 年 3 月～平成 22 年 4 月

- 「具体的な指針（案）」に対する意見募集の実施
（30 日以上の意見募集期間の設定）

平成 22 年 4 月 第 1 回委員会

- 「具体的な指針（案）」に対する意見募集の結果の報告
- 「具体的な指針（案）」の最終案の審議・公表